

○厚生労働省告示第三百九十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和二十四年厚生省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、その他のスパイス、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、乳、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するイソキサフルトールの量の限度、豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分及び乳に残留するイマザピクアンモニウム塩の量の限度並びにきゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、えだまめ及びべにばなの種子に残留するエタルフルラリンの量の限度については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十四年六月十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第1のAの6の(1)の表のアルドリン及びデルドリン（総和をいう。）の項の次に次のように加える。

イソキサフルトール	とうもろこし	0.02ppm
	その他の豆類	0.03ppm
	さとうきび	0.01ppm

	牛の筋肉	0.2ppm
	豚の筋肉	0.2ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
	牛の脂肪	0.2ppm
	豚の脂肪	0.2ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
	牛の肝臓	0.5ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.1ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.02ppm

	鶏の筋肉	0.2ppm
	その他の家きんの筋肉	0.2ppm
	鶏の脂肪	0.2ppm
	その他の家きんの脂肪	0.2ppm
	鶏の肝臓	0.3ppm
	その他の家きんの肝臓	0.3ppm
	鶏の腎臓	0.1ppm
	その他の家きんの腎臓	0.1ppm
	鶏の食用部分	0.1ppm
	その他の家きんの食用部分	0.1ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm

第1のAの6のHの表の12とメタチハの項の次に次のように定める。

イマザピック	小麦	0.05ppm
	らっかせい	0.1ppm
	さとうきび	0.05ppm

	なたね	0.05ppm
	牛の筋肉	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
	牛の脂肪	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	1 ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.05ppm

糖工のA666H6糖のHSPロマネの糖の次に次のように示す。

エタルフルラリン	大豆	0.05ppm
	小豆類	0.05ppm
	えんどう	0.05ppm

なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	1 ppm
オレンジ	1 ppm
グレープフルーツ	1 ppm
ライム	1 ppm
その他のかんきつ類果実	1 ppm
りんご	1 ppm
日本なし	0.7ppm
西洋なし	0.7ppm
マルメロ	0.1ppm
びわ	0.1ppm
もも	0.5ppm
ネクタリン	1 ppm
あんず	0.5ppm
すもも	1 ppm
うめ	2 ppm

	おうとう	1 ppm
	ブルーベリー	0.3ppm
	クランベリー	0.5ppm
	ハックルベリー	0.3ppm
	その他のベリー類果実	0.3ppm
	ぶどう	3 ppm
	かき	0.7ppm
	バナナ	0.05ppm
	その他の果実	0.01ppm
	ひまわりの種子	0.05ppm
	なたね	0.05ppm
	ぎんなん	0.01ppm
	くり	0.01ppm
	ペカン	0.05ppm
	アーモンド	0.05ppm
	くるみ	0.01ppm

	その他のナッツ類	0.01ppm
	茶	10ppm
	その他のスパイス	1 ppm
	牛の筋肉	0.05ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.05ppm
	牛の肝臓	0.05ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm
	牛の腎臓	0.05ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
	牛の食用部分	0.05ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm

	乳	0.05ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm

第1のAの6の(1)の表のトリルマツの餌をあたふことゝする。

フロニカミド	小豆類	3 ppm
	ばれいしょ	0.3ppm

	その他のいも類	0.2ppm
	だいこん類の根	0.6ppm
	だいこん類の葉	16ppm
	かぶ類の根	0.6ppm
	西洋わさび	0.6ppm
	クレソン	4 ppm
	はくさい	2 ppm
	キャベツ	2 ppm
	芽キャベツ	2 ppm
	ケール	16ppm
	こまつな	16ppm
	きょうな	16ppm
	チンゲンサイ	16ppm
	カリフラワー	2 ppm
	ブロッコリー	5 ppm
	その他のあぶらな科野菜	16ppm

	ごぼう	0.6ppm
	サルシフィー	0.6ppm
	チコリ	4 ppm
	エンダイブ	4 ppm
	しゅんぎく	4 ppm
	レタス	15ppm
	その他のきく科野菜	4 ppm
	ねぎ	3 ppm
	アスパラガス	2 ppm
	にんじん	0.6ppm
	パースニップ	0.6ppm
	パセリ	4 ppm
	セロリ	4 ppm
	みつば	5 ppm
	その他のせり科野菜	4 ppm
	トマト	2 ppm

	ピーマン	2 ppm
	なす	3 ppm
	その他のなす科野菜	2 ppm
	きゅうり	2 ppm
	かぼちゃ	0.4ppm
	しろうり	0.4ppm
	すいか	2 ppm
	メロン類果実	2 ppm
	まくわうり	0.4ppm
	その他のうり科野菜	0.4ppm
	ほうれんそう	9 ppm
	オクラ	0.4ppm
	えだまめ	5 ppm
	その他の野菜	4 ppm
	りんご	1 ppm
	日本なし	0.5ppm

	西洋なし	0.5ppm
	マルメロ	0.2ppm
	びわ	0.2ppm
	もも	1 ppm
	ネクタリン	1 ppm
	あんず	2 ppm
	すもも	0.6ppm
	うめ	2 ppm
	おうとう	0.6ppm
	いちご	2 ppm
	ぶどう	5 ppm
	その他の果実	0.4ppm
	綿実	0.5ppm
	茶	40ppm
	ホップ	5 ppm
	その他のハーブ	16ppm

	牛の筋肉	0.08ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.08ppm
	牛の脂肪	0.03ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03ppm
	牛の肝臓	0.08ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08ppm
	牛の腎臓	0.08ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08ppm
	牛の食用部分	0.08ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08ppm
	乳	0.03ppm
	鶏の筋肉	0.03ppm
	その他の家きんの筋肉	0.03ppm
	鶏の脂肪	0.03ppm
	その他の家きんの脂肪	0.03ppm
	鶏の肝臓	0.03ppm

	その他の家きんの肝臓	0.03ppm
	鶏の腎臓	0.03ppm
	その他の家きんの腎臓	0.03ppm
	鶏の食用部分	0.03ppm
	その他の家きんの食用部分	0.03ppm
	鶏の卵	0.04ppm
	その他の家きんの卵	0.04ppm
	トマトピューレー（トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。）	0.5ppm
	トマトペースト（トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。）	2 ppm

検出された農薬の検出濃度と許容濃度の比較結果を示す。

ペノキスラム	米	0.05ppm
	ぶどう	0.01ppm
	ペカン	0.01ppm
	アーモンド	0.01ppm
	くるみ	0.01ppm

	こまつな	25ppm
	きょうな	25ppm
	チンゲンサイ	20ppm
	カリフラワー	3 ppm
	ブロッコリー	3 ppm
	その他のあぶらな科野菜	25ppm
	チコリ	25ppm
	エンダイブ	25ppm
	しゅんぎく	25ppm
	レタス	25ppm
	その他のきく科野菜	25ppm
	たまねぎ	0.1ppm
	ねぎ	7 ppm
	にんにく	0.05ppm
	その他のゆり科野菜	3 ppm
	パセリ	20ppm

	セロリ	20ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	2 ppm
	なす	2 ppm
	その他のなす科野菜	25ppm
	きゅうり	0.3ppm
	かぼちゃ	0.3ppm
	しろうり	0.3ppm
	すいか	0.3ppm
	メロン類果実	0.3ppm
	まくわうり	0.3ppm
	その他のうり科野菜	25ppm
	ほうれんそう	25ppm
	オクラ	1 ppm
	しょうが	0.01ppm
	その他の野菜	25ppm

	ぶどう	3 ppm
	その他の果実	1 ppm
	ホップ	50ppm
	その他のハーブ	20ppm
	干しぶどう	5 ppm
	とうがらし（乾燥させたもの）	10ppm

第1のAの7の(1)の表中イソギサハネローソの項、イロサロシタトハモリウイ塩の項及びヒタルン
ルアリンの項を削る。